

令和元年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

令和元年6月28日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第51号 那須塩原市図書館条例の一部改正について
議案第52号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
議案第53号 那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正について
議案第54号 那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部改正について
議案第55号 那須塩原市下水道条例の一部改正について
議案第56号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について
議案第57号 財産の取得について
議案第58号 財産の取得について
議案第59号 契約の締結について
議案第60号 契約の締結について
陳情について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第62号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第63号 財産の取得について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第64号 訴えの提起について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 8 報告第21号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 9 報告第22号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

(報告)

日程第 1 0 発議第 9 号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 1 1 発議第 1 0 号 議員の派遣について

(採決)

日程第 1 2 所管事務調査の報告について

(報告)

出席議員（26名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
25番	山 本 はるひ	議員	26番	中 村 芳 隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	教 育 長	大 宮 司 敏 夫
企 画 部 長	藤 田 一 彦	企画政策課長	松 本 仁 一
総 務 部 長	山 田 隆	総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫
財 政 課 長	田 野 実	生活環境部長	鹿 野 伸 二
環 境 課 長	室 井 勉	保健福祉部長	田 代 正 行
社会福祉課長	板 橋 信 行	子ども未来部 長	富 山 芳 男
子育て支援課 長	織 田 智 富	産業観光部長	小 出 浩 美
農務畜産課長	田 代 宰 士	建 設 部 長	大 木 基
都市計画課長	黄 木 伸 一	上下水道部長	磯 真
水 道 課 長	河 合 浩	教 育 部 長	小 泉 聖 一
教育総務課長	平 井 克 巳	会 計 管 理 者	高 久 幸 代
選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 長	増 田 健 造	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	久 留 生 利 美

西那須野 後藤 修
支所長

塩原支所長 八木沢 信 憲

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌 章

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係長 関 根 達 弥

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 室 井 良 文

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉成伸一議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。



◎議事日程の報告

○議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程はお手元

に配付のとおりであります。



◎議案第51号～議案第60号並

びに陳情の各常任委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 初めに、日程第1、議案第51号から議案第60号までの条例の一部改正案件及びその他の案件10件並びに陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案10件及び陳情については、各常任委員会に付託してあります。各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査経過及び結果についてご報告をいたします。

令和元年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、財産の取得案件2件の合計4件でありま

す。

この案件を審査するため、去る6月20日、第1委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。

初めに、塩原支所産業観光建設課所管の議案第53号 那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から特に質疑等はなく、審査の結果、議案第53号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、塩原支所産業観光建設課所管の議案第54号 那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部改正について申し上げます。

委員から、特別使用料の納期限を延伸することについては、収納率を100%にするためかとの質疑があり、執行部からは、特別使用料を全額納付しないと温泉管を接続することはできない。今回の改正では、財務規則に基づき、納期限を20日に設定することにより、納付義務者が円滑に納付していただくためであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第54号 那須塩原市上、中塩原温泉管理事業条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第57号 財産の取得について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はなく、審査の結果、議案第57号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、西那須野支所総務税務課所管の議案第58号 財産の取得について申し上げます。

委員から、消防自動車2台の取得について、同じ車種になるのかとの質疑があり、執行部からは、同じ車種の消防ポンプ自動車であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第58号 財産の取得については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

8番、齊藤誠之議員。

〔福祉教育常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、契約締結案件1件、陳情1件であります。

これらの案件を審査するため、去る6月20日、第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、教育部生涯学習課所管の議案第51号 那須塩原市図書館条例の一部改正について申し上げます。

委員から、図書館条例の施行日は令和2年7月1日ということだが、那須塩原市図書館の開館はその日ということでのよろしいかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、現在の黒磯図書館は前日の6月30日まで開館しているのかとの質疑があり、執行部からは、

現段階の考えとして、那須塩原市図書館の開館準備の関係で、図書の移動等の時間も考慮する必要があるが、3月の受験シーズンに学習スペースとしての需要があるため、今年度いっぱい、令和2年3月31日までは開館して、4月1日から6月30日までは休館日の扱いとする。ただし、図書の引っ越しには5カ月から6カ月の期間を要するため、貸し出しについてはもう少し早目に終了する方向でいるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第51号 那須塩原市図書館条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、教育部スポーツ振興課所管の議案第52号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について申し上げます。

委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第52号 那須塩原市体育施設条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、教育部教育総務課所管の議案第60号 契約の締結について申し上げます。

委員から、埼玉小体育館の改築については、現行のものより大きくなると見込まれるが、スペースは確保できているのかとの質疑があり、執行部からは、建て方としては、体育館の北側のスペースを使い、さらに若干南側にも出てくる。駐車スペースの一部が失われるが、敷地内の別の場所で確保する予定である。

また、委員から、改築工事中に体育館で行われる体育の授業は、黒磯南高校で行われるということだが、その際の移動時間や、通行の安全確保についてはどのようにされるのかとの質疑があり、執行部からは、学校側に配慮していただいているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、屋根の工法に関して、

以前、高林小学校の体育館について雨漏り等のクレームが発生したが、今回の工法では問題はないのかとの質疑があり、執行部からは、屋根の工法は、高林小学校の体育館と同じであるが、当時は規定のすき間がとれておらず、雨漏りが発生してしまったが、今回は、体育館の屋根の下張りのルーフィングに関して改良されたものを使用しているので、問題がないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第60号 契約の締結については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書について申し上げます。

委員から、栃木県には、精神障害者に対する重度心身障害者医療費助成制度はないということだが、関東を見回すと、既に制度化されている自治体もあるので、意見書の提出はすべきであるとの意見がありました。

審査の結果、陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書は、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

9番、星宏子議員。

[建設経済常任委員長 星 宏子議員登壇]

○建設経済常任委員長（星 宏子議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第3回那須塩原市議会定例会において、

当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、契約の締結に関する案件1件であります。

これらの案件を審査するため、去る6月20日、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、上下水道部下水道課所管の議案第55号 那須塩原市下水道条例の一部改正について申し上げます。

委員から、10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定に伴う条例の一部改正ということだが、下水道使用料を使用料に文言を変更する理由はとの質疑があり、執行部からは、昨年、条例の改正をしたときに、一部、使用料とするところを下水道使用料のまま残っていたので、その部分を訂正したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第55号 那須塩原市下水道条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部水道課所管の議案第56号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定に伴う水道料金の改定を市民に告知、周知するためのスケジュールはとの質疑があり、執行部からは、広報なすしおばら8月20日号及びホームページでの周知のほか、水道料金をお知らせする検針票に説明文を入れて周知する予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第56号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、上下水道部下水道課所管の議案第59号契約の締結について申し上げます。

今回の工事を実施する判断はどのようにされているのか。また、下水道事業団との随意契約の理由はどの質疑があり、執行部からは、黒磯水処理センター、塩原水処理センターの監視制御機器は、15年の耐用年数を大幅に超過している。代替機器等がない中、維持管理していたが、国の長寿命化計画の方針もあり、今回更新することとした。また、随意契約の理由は、各地方公共団体が出資をした地方共同法人下水道事業団は、下水道に関する設計、工事などについて総合的な専門知識を有しているためである。なお、下水道の施設をつくり、維持管理するには、電気、機械、設備、土木、化学などの専門知識が総合的に必要になる一方で、毎年工事があるとは限らないため、各自治体は個別に専門職員を置いていない状況であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第59号 契約の締結については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づ

き、討論、採決を行います。

議案第51号から議案第60号までの10件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの10件について、各委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第51号から議案第60号までの条例の一部改正案件及びその他の案件10件については、各委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第60号までの条例の一部改正案件及びその他の案件10件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

陳情第2号については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

陳情第2号について、福祉教育常任委員長報告は採択すべきものであります。

採決いたします。

陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書について、福祉教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉成伸一議員） 賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

—————◇—————

◎議案第50号の予算常任委員長

報告、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第2、議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第50号については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、佐藤一則議員。

〔予算常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○予算常任委員長（佐藤一則議員） 予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

令和元年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）1件であります。

この案件を審査するため、6月27日、市役所本庁舎303会議室において、委員全員出席のもと、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から、各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査の経過と結果について申し上げます。

議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第50号については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第50号について、予算常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。



◎議案第61号及び議案第62号
の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第3、議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第4、議案第62号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正についての2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号及び議案第62号の2件を一

括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 渡辺美知太郎登壇]

○市長（渡辺美知太郎） 議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第62号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正についての2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページから3ページ、議案資料1ページから11ページをご参照ください。

この2件の条例改正案件につきましては、いずれも、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本年10月から開始される幼児教育・保育の無償化に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、「支給認定」の名称を「教育・保育給付認定」に改めるほか、議案第62号においては、無償化の対象者に係る利用者負担額を「零」とする改正を行うものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号及び議案第62号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号及び議案第62号の条例の一部改正案件2件については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第5、議案第63号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 渡辺美知太郎登壇]

○市長（渡辺美知太郎） 議案第63号 財産の取得について、提案のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案資料12ページをご参照ください。

本案につきましては、那須塩原市消防団塩原支団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

今回取得を予定している2台の消防ポンプ自動車は、市の消防施設整備計画に基づき登録後20年を経過しているものを対象に更新するものであり、塩原支団第1分団第2部及び第4分団第4部に配置するものであります。

車両の購入につきましては、指名競争入札を行

った結果、株式会社モリタ東京営業部と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。
質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第63号 財産の取得については、
原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第64号の上程、説明、質 疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第6、議案第
64号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第64号 訴えの提起
について、提案のご説明を申し上げます。

議案書5ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、株式会社TAKKから提
訴されておりました国家賠償請求事件に係る判決
が、平成31年3月28日に宇都宮地方裁判所から言
い渡されましたが、原告側がこの判決を不服とし、
東京高等裁判所に控訴したことから、市側敗訴の
部分に関し、引き続き、市の正当性を主張するた
めの附帯控訴を行うことについて、地方自治法第
96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を
求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。
質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第64号 訴えの提起については、
原案のとおり可決されました。

◇

◎報告第20号～報告第22号の

上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次にお諮りいたします。

日程第7、報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕から日程第9、報告第22号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕までの3件を一括議題としたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第20号から報告第22号までの3件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 報告第20号から報告第22号までの3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

初めに、報告第20号について申し上げます。

議案書6ページから7ページをご参照ください。議案資料はございません。

本件につきましては、令和元年5月10日、那須塩原市高林地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方車両が高林地内の法定外道路を走行していたところ、道路上に張り出していた立木の枝が突然落下し、車の屋根を損傷したものであります。

両者協議の結果、那須塩原市側100%の過失割

合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金12万3,919円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号について申し上げます。

議案書8ページから9ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、令和元年5月7日、那須塩原市あたご町地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方車両が市道あたご町330号線において、ごみの収集作業のため停車していたところ、パッカー車の右後輪部の道路が突然陥没して動けなくなったことから、レッカー移動を行ったものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5万5,944円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

最後に、報告第22号について申し上げます。

議案書10ページから11ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、令和元年5月28日、那須塩原市高砂町地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、道路の砂利入れ作業を行っていた那須塩原市の作業車の荷台が相手方家屋に接触し、屋根の一部を損傷したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手側の修理先に対し5万円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上3件につきましてご報告申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 報告が終わりました。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第9号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第10、発議第9号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉教育常任委員長、8番、齊藤誠之議員。

〔福祉教育常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第9号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出について、ご説明いたします。

意見書の内容につきましては、現在、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度については、一定の要件を満たした身体及び知的障害者のみが適用対象となっているが、一定の要件を満たした精神障害者も適用対象となるよう必要な措置を講ずるよう求めるものです。

各議員におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

◇

◎発議第10号の上程、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第11、発議第10号 議員の派遣についてを議題といたします。

発議第10号については、那須塩原市議会会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎所管事務調査の報告について

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第12、所管事務調査の報告についてを議題といたします。

委員長は登壇の上、報告願います。

建設経済常任委員長、9番、星宏子議員。

〔建設経済常任委員長 星 宏子議員登壇〕

○建設経済常任委員長（星 宏子議員） 建設経済常任委員会の所管事務調査について報告を申し上げます。

6月26日、第2委員会室において、資源物等売払金の収入未済について、生活環境部廃棄物対策課から聞き取りを行いました。

執行部からの説明の後、委員から、入札に当たり財務状況や書類の不備のほか、破綻する懸念がなかったのかとの質疑があり、執行部からは、正規の手順を踏んでおり、入札資格において不備はなかったとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、6カ月間入金にならず不審に思わなかったのか。その間、対策はとらなかったのかとの質疑があり、執行部からは、一、二カ月間の未納は過去に数回あったが、催告とあわせて指導を行った結果、支払いに応じていた。過去の支払い実績の信頼があったため判断がおくれたとの答弁がありました。

調査の結果、市総務部は平成27年1月に、那須塩原市債権管理マニュアルを策定しましたが、当時、当該担当課においては、資源物等売払金に係る個別の徴収管理マニュアルは定めていませんでした。

また、那須塩原市債権管理マニュアルでは、分割納付の基本は1年以内で、最長でも2年以内で完納としているにもかかわらず、当該業者と6年間にわたる分割納付を計画しており、債権管理に係る対応にも問題が認められました。

さらに、当該事業者については、これまでも入札時に相対的に高い単価を提示する一方で、納付が滞るケースが過去にもあり、注意を払うべき状況にありました。

このような状況の中、平成30年4月以降は、毎月滞納が生じていたにもかかわらず、6カ月にわたり資源物の回収業務を継続させた結果、収入未済額は約3,160万円に上っています。

このような事態は、財政問題のみならず、資源物回収に協力してくれた多くの方々を初め、市民

の行政に対する信頼を著しく損なうものでございます。

建設経済常任委員会としては、資源物回収事業者の選定について十分な審査を行うこと、あわせて実効性の高い再発防止策の策定を強く求めたものです。

以上で建設経済常任委員会による所管事務調査の報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 次に、庁舎建設検討特別委員長、26番、中村芳隆議員。

〔庁舎建設検討特別委員長 中村芳隆議員登壇〕

○庁舎建設検討特別委員長（中村芳隆議員） それでは、庁舎建設検討特別委員会の管外所管事務調査における行政視察の報告を申し上げます。

平成31年4月25日、委員7名が参加し、大田原市を視察してまいりました。

平成31年1月に開庁した大田原市新庁舎について、議場スペースを中心に視察を行いました。

平成23年3月11日の東日本大震災により、使用不可能となったため、免震装置を配置したり、省エネや環境にもやさしい構造となっております。本市の事業実施の参考となるものが多くありました。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で庁舎建設検討特別委員会における行政視察の報告を終わりといたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で所管事務調査の報告を終わります。

—————◇—————

◎市長挨拶

○議長（吉成伸一議員） 以上で、令和元年第3回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしま

した。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 令和元年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日から本日までの22日間にわたり開催されました第3回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

市長として初めての定例会でありましたが、議員の皆様方との質疑や、その応答を通じて、私のまちづくりであったり、各種施策について大変深い議論ができたものと私は感じております。

また、議員の皆様には、会期を通じて、令和元年度那須塩原市一般会計補正予算、条例の一部改正など、本日の追加案件7件を含む計28件の案件につきましては、慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、国においては、幼児教育・保育の無償化を目的とする改正子ども・子育て支援法が10月に施行されることから、本市といたしましても、今回の改正に円滑に対応するため、条例の改正案を追加議題として提出させていただきました。

私の政策マニフェストの一つ、「人を創る」の考えのもと、国の施策等にもしっかりと対応し、本市で生まれ育った子どもたちが、地域を担うことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、来月12日からは、市内4カ所を会場とした市政懇談会を開催する予定であります。

市政懇談会は、これも私の政策マニフェスト「安心を創る」の施策の一つであるタウンミーティングと同様に、地域の課題や市政に関するご意

見など、市民の皆様の声を直接聞くことができる貴重な機会であると考えております。

こうした機会を大切にしながら、常に市民の声に耳を傾けた市政運営に努めてまいり所存であります。

そして、懇談会におきましても、オブザーバーとしてご参加いただく議員の皆様とともに、地域の実情、課題を共有し、解決に向けてともに取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、梅雨が明ければ、本格的な夏を迎え、ますます暑さが厳しくなることと予想されます。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分ご留意をされ、引き続き市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和元年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉成伸一議員） 市長の挨拶が終わりました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（吉成伸一議員） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日から22日間にわたり開催されました令和元年第3回那須塩原市議会定例会は、提出された案件につきまして、議員各位並びに市執行部の皆様のご協力により、ここに全ての議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

渡辺市長におかれましては、今定例議会が初めての会派代表質問、市政一般質問に対する答弁の機会でありましたが、それぞれの質問者に対しまして丁寧な答弁をいただいたことに対しまして、

敬意を表したいと思います。

なお、執行部におかれましては、審議の過程で出されました意見、要望等を十分にご検討いただき、市政に反映されますよう要望いたします。

いよいよ梅雨本番を迎え、自然災害の発生が懸念されるところであります。各位におかれましては、日ごろからの準備、心構えをもう一度確認していただくとともに、ご自身の体調管理にもご留意いただきたいと思います。

これもちまして、本定例会を閉会いたします。
大変にご苦労さまでした。

閉会 午前10時45分

上記会議録を証するため下記署名する。

令和元年6月28日

議 長 吉 成 伸 一

署 名 議 員 玉 野 宏

署 名 議 員 金 子 哲 也